

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
報告第 1 号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>令和 4 年 1 0 月 1 9 日に三次市山家町 6 1 9 番地地先，市道三次山家線の路上で発生した，道路横断溝グレーチングの跳ね上げによる車両物損事故の損害賠償額を専決処分したため，市議会に報告するものである。</p>
報告第 2 号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>令和 4 年 1 1 月 1 0 日に三次市作木町光守 1 0 2 0 8 番地 7 地先，市道上作木森山線の路上で発生した，落石による車両物損事故の損害賠償額を専決処分したため，市議会に報告するものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
報告第 1 号 ～ 報告第 2 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で，その議決により特に指定したものは，普通地方公共団体の長において，これを専決処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により専決処分をしたときは，普通地方公共団体の長は，これを議会に報告しなければならない。</p>